

情報連携の運用に係る留意事項等について



総務省大臣官房個人番号企画室

◆目次

1. 情報連携の現状	p.2
2. 情報連携後の添付書類省略の現状	p.3
3. 今後の接続運用に関するスケジュール	p.6
4. R1.6（旧H31.6）版データ標準レイアウト改版に関する概要説明	p.7
5. R2.6版データ標準レイアウト改版に関する概要説明	p.10
6. データ標準レイアウト改版に係る変更申請の留意事項	p.13
7. 情報提供NWSへの接続開始・変更申請に係る留意事項	p.14
8. 異常事象発生事例の概要	p.15
9. 異常事象発生時の留意事項	p.22
10. 事象発生報告書兼完了報告書について	p.23
11. 情報提供等の記録の追記について	p.24
12. 情報連携試験について	p.25
13. 接続運用に係る定期的な対応	p.27
14. 教育研修実施計画の策定等について	p.28
15. 訓練実施について	p.29
16. 情報共有サイトに関する周知事項	p.30
17. 情報共有サイト・各種申請等手続の見直しについて	p.32

情報連携の現状

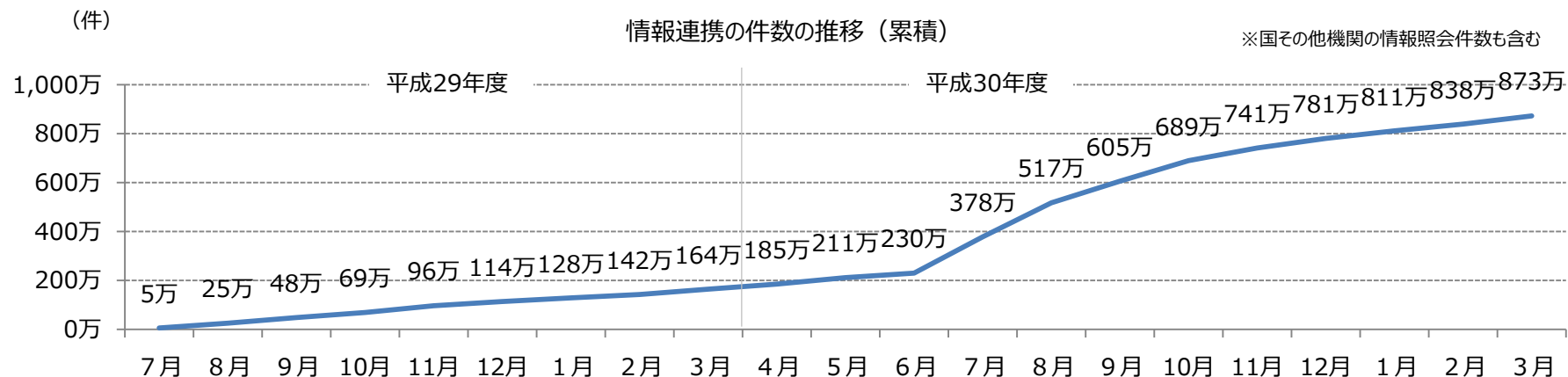
- 情報連携の中核となる情報提供ネットワークシステム（コアシステム）（以下、「情報提供NWS」という。）は障害なく正常に稼働しており、全ての情報連携が不能となるような大きなシステム障害は発生していない。

✓ 情報照会・提供件数

平成29年7月18日（火）から平成31年3月31日（日）までの情報照会・提供件数

情報照会件数：8,725,223件

情報提供件数：8,032,100件



✓ 照会・提供されている主な手続・特定個人情報

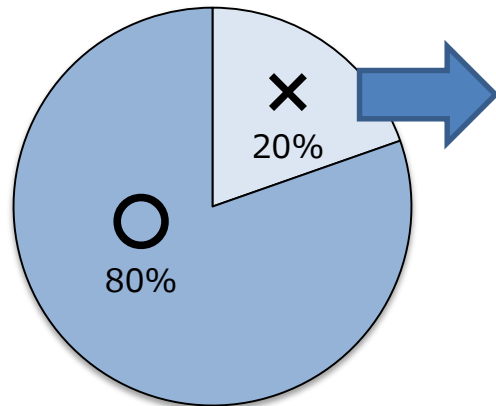
No	照会されている手続名	件数
1	地方税の賦課徴収手続	1,579,045
2	児童手当関係手続	1,511,620
3	国民健康保険関係手続	1,477,300
4	学資の貸与関係手続	677,090
5	特定医療費の支給関係手続	443,907

No	提供されている特定個人情報	件数
1	地方税の課税情報	6,853,512
2	住民基本台帳関係情報	543,531
3	医療保険資格関係情報	463,797
4	介護保険給付等関係情報	36,441
5	雇用保険給付関係情報	35,257

情報連携後の添付書類省略の現状

- 情報連携による添付書類の省略状況等について調査（※ 1）を実施した。
- 平成30年11月9日時点の調査では、約80%の事務手続において添付書類が省略できている。
⇒ 一方で、約20%の事務手続において添付書類が省略できていないため、省略に向けた対応が必要である。

調査結果



（事務手続数×団体数：2,593）

<凡例>

○：省略できている ×：省略できていない

97市区に対して、33事務手続の添付書類の省略状況を調査
（当該事務手続を実施していない等は除いて集計）

添付書類を省略できていない主な理由

主な理由	依頼事項
・システム対応が行えていないため ・運用手順等を調整中のため	団体個別の事情により情報連携が実施できていない場合は、マイナンバー法の趣旨に則り早急に情報連携を実施できるよう、引き続き対応を図られたい。
・各事務に特有の事情のため [例] - 指定管理者に委託しているため（公営住宅の入居の申請） - 申請者のマイナンバーが不明なケースが多いため（生活保護の申請）	各事務の所管府省が発出した通知、事務連絡等を適宜参照の上、情報連携に取り組んでいただきたい。

<※ 1> 「データ標準レイアウトに基づく情報連携本格運用開始後の状況について（照会）」（平成30年11月8日付事務連絡）
政令指定都市、中核市及び特別区における平成30年11月9日時点の状況を調査

情報連携後の添付書類省略の現状（調査結果①）

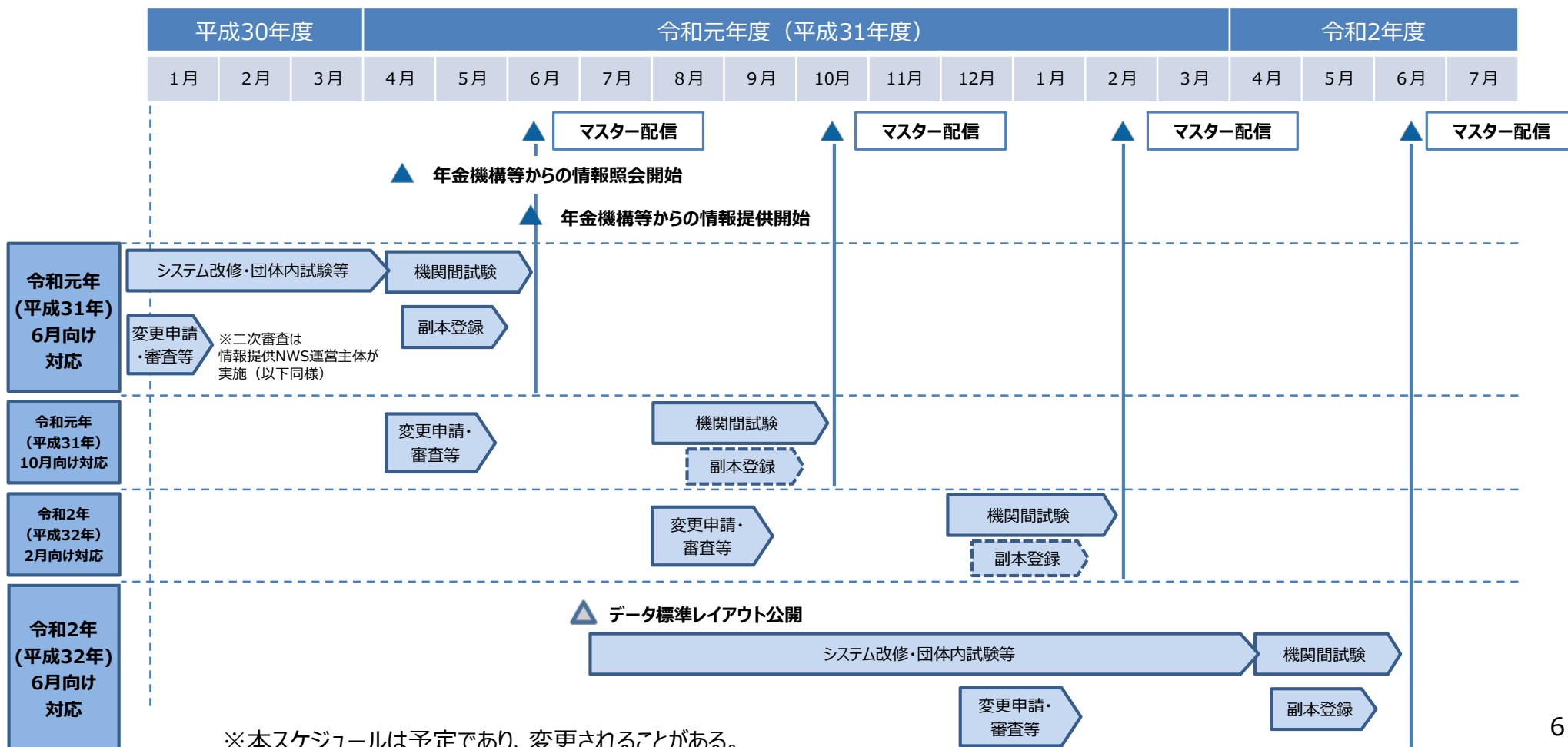
事務手続	添付書類	調査結果				
		省略可		省略不可		該当なし
		団体数	割合	団体数	割合	
保育園や幼稚園等の利用に当たっての認定の申請 （子ども・子育て支援法）	生活保護受給証明書	53	70.7%	22	29.3%	22
	児童扶養手当証書	48	70.6%	20	29.4%	29
	特別児童扶養手当証書	48	68.6%	22	31.4%	27
	課税証明書	56	59.6%	38	40.4%	3
	障害者手帳	44	53.7%	38	46.3%	15
児童手当の申請 （児童手当法）	課税証明書	97	100.0%	0	0.0%	0
	住民票	86	88.7%	11	11.3%	0
児童扶養手当の申請 （児童扶養手当法）	住民票	74	77.1%	22	22.9%	1
	課税証明書	96	99.0%	1	1.0%	0
	特別児童扶養手当証書	71	88.8%	9	11.3%	17
	障害者手帳	74	87.1%	11	12.9%	12
生活保護の申請 （生活保護法）	課税証明書	48	80.0%	12	20.0%	37
	雇用保険受給資格者証	48	68.6%	22	31.4%	27
	児童扶養手当証書	49	73.1%	18	26.9%	30
	特別児童扶養手当証書	50	74.6%	17	25.4%	30
特別児童扶養手当の支給の申請 （特別児童扶養手当等の支給に関する法律）	住民票	76	83.5%	15	16.5%	6
	課税証明書	92	96.8%	3	3.2%	2

情報連携後の添付書類省略の現状（調査結果②）

事務手続	添付書類	調査結果				
		省略可		省略不可		該当なし
		団体数	割合	団体数	割合	
障害福祉サービスの申請 （障害者総合支援法）	住民票	71	95.9%	3	4.1%	23
	課税証明書	93	95.9%	4	4.1%	0
	生活保護受給証明書	84	94.4%	5	5.6%	8
	障害者手帳	65	84.4%	12	15.6%	20
障害者・児に対する医療費助成 の申請 （障害者総合支援法）	住民票	65	94.2%	4	5.8%	28
	課税証明書	92	96.8%	3	3.2%	2
	生活保護受給証明書	80	92.0%	7	8.0%	10
	特別児童扶養手当証書	70	95.9%	3	4.1%	24
	障害者手帳	63	86.3%	10	13.7%	24
保険料の減免申請 （介護保険法）	住民票	43	97.7%	1	2.3%	53
	課税証明書	47	97.9%	1	2.1%	49
	生活保護受給証明書	43	97.7%	1	2.3%	53
公営住宅の入居の申請 （公営住宅法）	住民票	43	50.6%	42	49.4%	12
	課税証明書	45	52.9%	40	47.1%	12
	生活保護受給証明書	39	47.0%	44	53.0%	14
	障害者手帳	31	39.2%	48	60.8%	18
合 計		2,084	80.4%	509	19.6%	

今後の接続運用に関するスケジュール

- 令和元年（平成31年）6月改版後のデータ標準レイアウトに基づく情報連携を6月17日に開始。
- 日本年金機構及び三共済（長期）（以下、「年金機構等」という。）は、4月15日～情報照会、6月17日～情報提供開始。
- 令和2年（平成32年）6月のマスター配信に向けたデータ標準レイアウトを令和元年（平成31年）7月上旬に公開する予定。
- 今後、マスター配信に伴う情報連携開始日は10月、2月、6月の各中旬を予定。



R1.6（旧H31.6）版データ標準レイアウト改版に関する概要説明（1）

- R1.6（旧H31.6）版データ標準レイアウトにおいて、変更等のあった特定個人情報とは以下のとおり。
- 地方公共団体情報システム機構（以下、「J-LIS」という。）からの周知に従い、副本登録が必要。

R1.6（旧H31.6）版データ標準レイアウトが地方公共団体が提供する特定個人情報

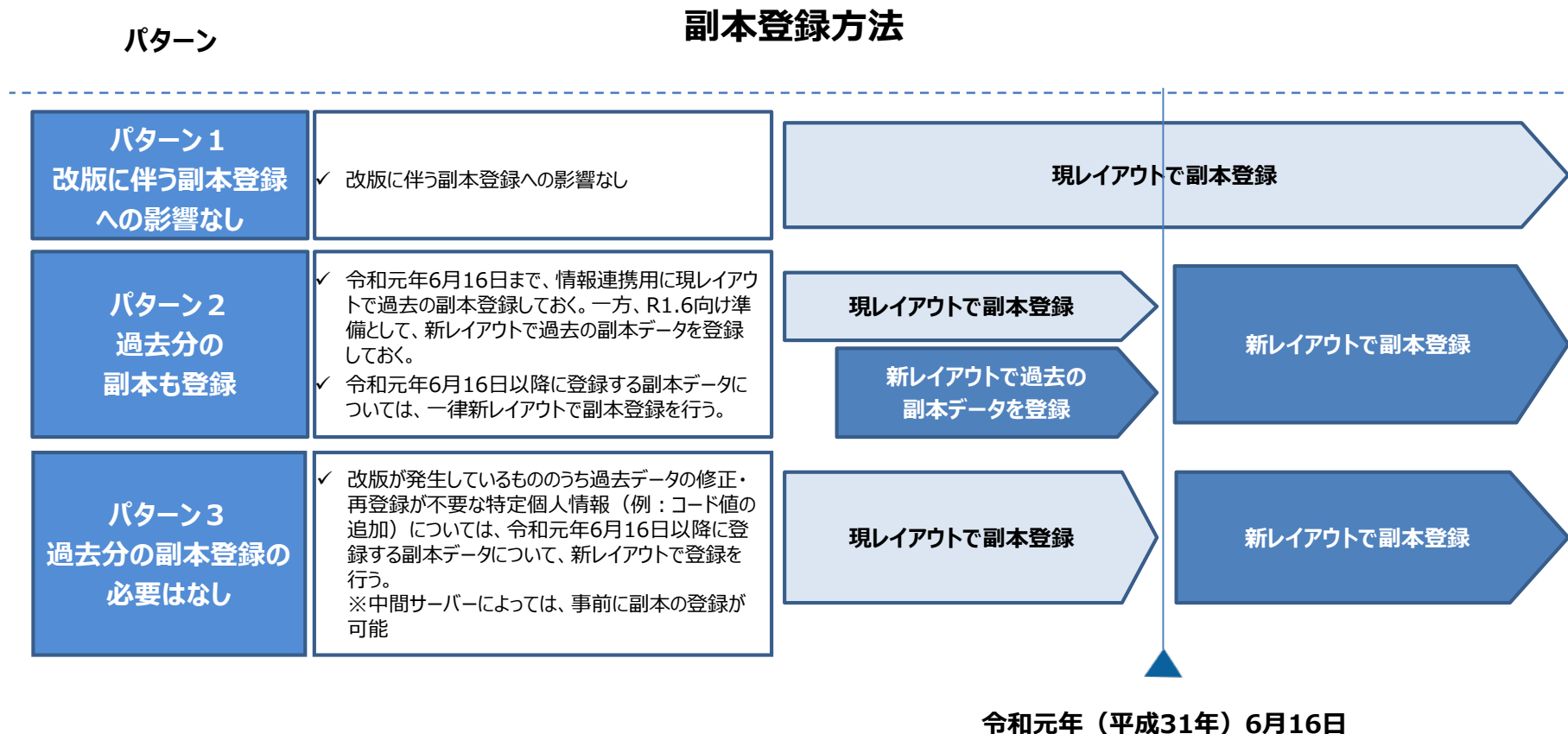
追加	変更	廃止	特定個人情報番号	特定個人情報名	副本登録のパターン		主務省庁	版番号
					パターン	補足説明		
	○		2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	パターン3	R1.6.16以降に登録する副本につき、新レイアウトの内容に沿って登録	総務省	4.1
	○		4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	パターン3	R1.6.16以降に登録する副本につき、新レイアウトの内容に沿って登録	厚生労働省	3.2
	○		8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	パターン3	R1.6.16以降に登録する副本につき、新レイアウトの内容に沿って登録	厚生労働省	6.2
	○		15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報	パターン1	有効期間の開始日のみ修正	厚生労働省	5.1
	○		16	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報	パターン2	新版（4.0）のレイアウトに対し、過去分を含め再登録し、旧版（3.1）は新版による情報連開始後に削除する なお、再登録を行うに当たっては、新版（4.0）において新規追加されたデータ項目についても、新版が適用される日以前の過去情報を新たに登録すること。	厚生労働省	4.0
	○		29	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報	パターン1	有効期間の開始日のみ修正	文部科学省	3.2
	○		30	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報	パターン3	R1.6.16以降に登録する副本につき、新レイアウトの内容に沿って登録	文部科学省	3.1
	○		31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	パターン3	R1.6.16以降に登録する副本につき、新レイアウトの内容に沿って登録	厚生労働省	5.2
	○		33	国民健康保険法第五十六条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	パターン3	R1.6.16以降に登録する副本につき、新レイアウトの内容に沿って登録	厚生労働省	5.2
	○		35	健康保険法第二百二十八条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	パターン1	有効期間の開始日のみ修正	厚生労働省	5.2
	○		37	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報	パターン3	R1.6.16以降に登録する副本につき、新レイアウトの内容に沿って登録	厚生労働省	5.2
	○		38	児童福祉法第二十一条の五の三十に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	パターン3	R1.6.16以降に登録する副本につき、新レイアウトの内容に沿って登録	厚生労働省	5.2
	○		39	児童福祉法第二十四条の二十二に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	パターン3	R1.6.16以降に登録する副本につき、新レイアウトの内容に沿って登録	厚生労働省	5.2
	○		44	船員保険法第三十三条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	パターン3	R1.6.16以降に登録する副本につき、新レイアウトの内容に沿って登録	厚生労働省	4.1

R1.6（旧H31.6）版データ標準レイアウト改版に関する概要説明（2）

追加	変更	廃止	特定個人情報番号	特定個人情報名	副本登録のパターン		主務省庁	版番号
					パターン	補足説明		
	○		46	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報	パターン3	R1.6.16以降に登録する副本につき、新レイアウトの内容に沿って登録	厚生労働省	5.2
	○		47	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報	パターン3	R1.6.16以降に登録する副本につき、新レイアウトの内容に沿って登録	厚生労働省	4.2
	○		49	児童扶養手当法第三条第二項に規定する公的年金給付の支給に関する情報	パターン2	新版（5.0）のレイアウトに対し、過去分を含め再登録し、旧版（4.1）は、新版による情報連携開始後に削除する	厚生労働省	5.0
	○		50	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報	パターン3	H30.7.1以降に登録する副本につき、新レイアウトの内容に沿って登録	厚生労働省	5.2
	○		51	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による障害を有する者に対する手当の支給に関する情報	パターン1	有効期間の開始日のみ修正	厚生労働省	3.1
	○		52	国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報	パターン3	R1.6.16以降に登録する副本につき、新レイアウトの内容に沿って登録	厚生労働省	5.2
	○		53	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給に関する情報	パターン2	新版（5.0）のレイアウトに対し、過去分を含め再登録し、旧版（4.0）は、新版による情報連携開始後に削除する	厚生労働省	5.0
	○		54	昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第二項において準用する特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十七条第一号の障害を支給事由とする給付の支給に関する情報	パターン3	R1.6.16以降に登録する副本につき、新レイアウトの内容に沿って登録	厚生労働省	6.2
	○		64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	パターン2	新版（6.0）のレイアウトに対し、過去分を含め再登録し、旧版（5.0）は、新版による情報連携開始後に削除する	厚生労働省	6.0
	○		65	国民年金法による障害基礎年金の支給に関する情報	パターン2	新版（4.0）のレイアウトに対し、過去分を含め再登録し、旧版（3.0）は、新版による情報連携開始後に削除する	厚生労働省	4.0
	○		68	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する情報	パターン3	R1.6.16以降に登録する副本につき、新レイアウトの内容に沿って登録	厚生労働省	4.1
		○	72	船員保険法による保険給付の支給に関する情報	—	—	厚生労働省	5.1
	○		75	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する情報	パターン3	R1.6.16以降に登録する副本につき、新レイアウトの内容に沿って登録	厚生労働省	3.1
	○		81	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	パターン3	R1.6.16以降に登録する副本につき、新レイアウトの内容に沿って登録	厚生労働省	3.2
	○		83	難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	パターン3	R1.6.16以降に登録する副本につき、新レイアウトの内容に沿って登録	厚生労働省	3.2
	○		85	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給に関する情報	パターン3	R1.6.16以降に登録する副本につき、新レイアウトの内容に沿って登録	厚生労働省	1.1

R1.6（旧H31.6）版データ標準レイアウト改版に関する概要説明（3）

（参考）副本登録のパターン1～3
 前述の副本登録のパターンに関する説明は以下のとおり。



R2.6版データ標準レイアウト改版に関する概要説明

○ 令和2年6月に予定している主なデータ標準レイアウト改版内容は以下のとおりである。

1. デジタル手続法におけるマイナンバー法改正への対応

今国会で可決・成立し、5月31日に公布された「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）」（デジタル手続法）においてマイナンバー法の改正が盛り込まれており、この対応として以下の事務の連携情報を追加。

事務番号 (別表第二)	対象事務	追加する連携情報 (括弧内は特定個人情報番号)
42	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務	生活保護関係情報（15）
66	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務	地方公務員災害補償関係情報（69）
68	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当又は特別障害者手当の支給に関する事務	地方公務員災害補償関係情報（69）
新設 69-2	母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊産婦の訪問指導、未熟児の訪問指導又は母子健康包括支援センターの事業の実施に関する事務	新設 健康診査情報（86）
97	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務	住民票関係情報（1）
106	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務	児童福祉法による措置情報（24） 児童扶養手当関係情報（16） 児童手当関係情報（3） 特別児童手当関係情報（26）

※地方公共団体に関係する部分を抜粋

2. 他の法令改正等への対応

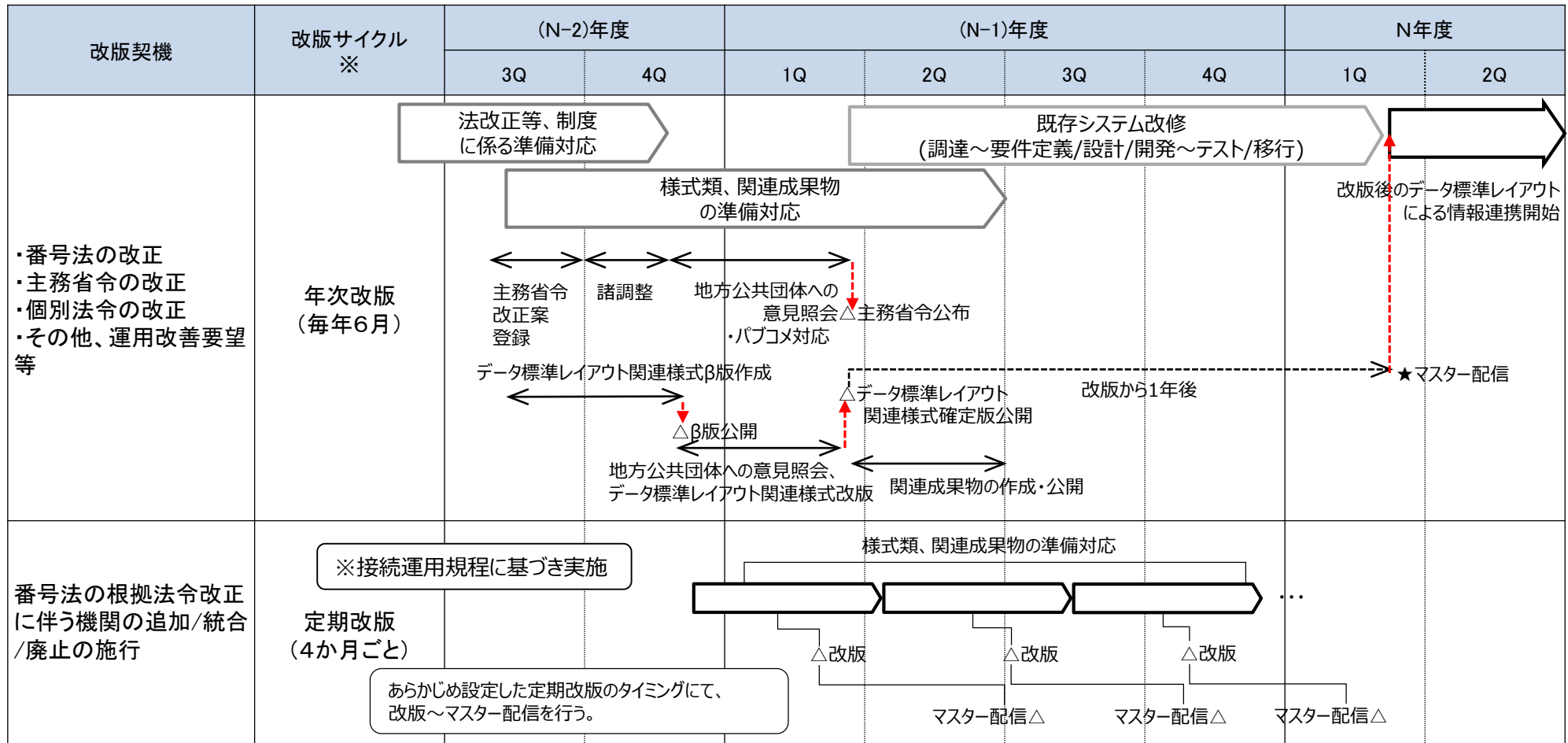
他の法令改正等に対応して連携情報を追加するとともに、データ項目や事務手続等を追加・変更。主な内容は以下のとおり。

- 第8次分権一括法におけるマイナンバー法の改正により、児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務の連携情報に医療保険給付関係情報を追加 [事務番号9番／特定個人情報番号31番関係]
- 生活保護法の改正による生活保護関係情報のデータ項目の追加
（「進学準備給付金支給情報」の項目を追加） [事務番号26及び87番／特定個人情報番号15番関係]
- 地方税法の改正による自動車税・軽自動車税の減免に係る事務手続の追加・変更
（「軽自動車税（環境性能割）の減免」の事務手続の追加等） [事務番号27及び28番関係／特定個人情報番号15及び20番]

R2.6版データ標準レイアウト改版に関する概要説明（参考）

<改版サイクルのポイント>

- 主務省令とデータ標準レイアウトの整合性確保 主務省令改正と同時にデータ標準レイアウト関連様式を改版する運用の徹底
- 地方公共団体への意見照会期間（約1か月）の設定 既存システムへの事前影響確認及び改版内容の精度向上による手戻りの低減
- 年次改版と定期改版による運用 法改正等に基づく改版（年次）と機能追加/統合/廃止に伴う改版（定期）の分離



※原則、上記の運用とするが、緊急で改版が必要となった場合は、その重要性和影響度等を鑑み、別途個別協議の上、対応とする。

R2.6版データ標準レイアウト改版に関する概要説明（参考）

<次回改版（令和2年6月情報連携開始）スケジュール>

- 平成31年3月中旬……データ標準レイアウト関連様式β版デジタルPMO公開
- 平成31年3月中旬～4月下旬……地方公共団体への意見照会
- 令和元年7月上旬……データ標準レイアウト関連様式確定版デジタルPMO公開
- 令和2年6月……法令施行、情報連携開始

※テスト実施・マスター配信時期等のスケジュールは、P.6を参照

	平成30年度	令和元年度（平成31年度）					令和2年度
	3月	4月	5月	6月	7月	8月～5月	6月
主務省令の改正	△「主務省令(改正案)」 デジタルPMO公開 ←-----→ 地方公共団体 への意見照会			←-----→ パブコメ受付	△主務省令公布		
データ標準レイアウト 関連様式改版	△データ標準レイアウト関連様式 β版デジタルPMO公開 ←-----→ 地方公共団体 への意見照会		←-----→ データ標準レイアウト 関連様式修正・確認作業		△データ標準レイアウト関連様式 確定版デジタルPMO公開 △独自利用事務データ標準 レイアウト関連様式デジタル PMO公開	※テスト実施時期、マスター配信 時期等のスケジュールは、P.6 を参照	△情報連携 開始

データ標準レイアウト改版に係る変更申請の留意事項

- データ標準レイアウト関連様式が改版されたことにより、変更申請において特に留意しなければならない事項について紹介する。

✓ データ標準レイアウトが改版されたことによる変更申請における留意事項

- ① データ標準レイアウトの改版により、ある事務手続が廃止され、同内容の事務手続が新規で追加となるケースが見受けられる（事務手続に係る管理番号は変わるが、事務手続の内容は変わらない改版が発生する場合がある）。
 こうした場合、廃止された従来の事務手続に係る委任受任関係は、事務手続の廃止と共に申請登録は消えてしまうため（削除された事務手続に係る委任受任であるため）、各機関においてはデータ標準レイアウトの確認を十分にいただき、必要に応じ、所管府省等へ確認を行いながら変更申請をするようご注意ください。

- ② 下図は事務手続名や別表第二主務省令より、削除された事務手続と、それと同義と思われる新規事務手続を抽出した一例。

追加 変更 廃止	事務番号 (別表第二)	事務枝番 (別表第二)	事務手続				特定個人情報	
			管理番号	事務手続名	略称	版番	別表第二主務省令	特定個人情報名
○	110	1	84-19	療養介護医療費、基準該当療養介護医療費の支給	84-19 療養介護医療費、基準該当療養介護医療費の支給	2.0	55の3-3イ 55の3-3ハ 55の3-3ホ	52 国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報
○	110	1	84-172	療養介護医療費、基準該当療養介護医療費の支給（日本年金機構への照会）	84-172 療養介護医療費、基準該当療養介護医療費の支給（日本年金機構への照会）	1.0	55の3-3イ ハ ホ	52 国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報

事務手続名より、照会
する相手先を明示した
だけと思われる

主務省令が一致
している

- ③ データ標準レイアウト関連様式の6月改版は年1回の大規模な改版であるため、6月改版に係る変更申請は特に注意が必要。（この事象は、様式A2の改版が影響を及ぼすため、様式A2については注意すること。）
- ④ 変更申請を行う際、その時点でマスターに登録されている委任受任関係は、「照会者事務委託情報マスター」及び「提供者事務委託情報マスター」にて確認（※1）をする事ができる。

情報提供NWSへの接続開始・変更申請に係る留意事項

- 申請書の作成、一次審査についての問合せの多くは「接続開始・変更申請の手引」及び「一次審査・取りまとめの手引」（※1）に記載の内容であるため、問合せの前によく確認すること。

✓ 接続開始又は変更の申請書の作成に係る留意事項

- 特定個人情報保護評価書、委任の根拠となる条例・規則といった添付書類は必ず添付すること。
- 委任・受任の申請では、条例のどの条文（号まで）が根拠となるのか特定できるようにすること。
- 委任・受任は事務手続単位での申請となるため、データ標準レイアウトにおいて、その委任・受任している事務に係る事務手続の削除又は変更並びに新たに事務手続が追加されているか等、十分な確認を行うこと。（前ページの留意事項）

✓ 申請書を提出する際の留意事項

- 申請書を提出する際に係る問合せの多くは、①市区町村等が作成する申請書のZIP化が正しく行えていないこと、又は②取りまとめ都道府県での一次審査支援ツール（以下、「支援ツール」という）の利用時にエラーが生じることが主なものとなっている。

	事例	対応
①	変更申請様式ツール（以下、「様式ツール」という。）の『提出書類作成』ボタンを押下しても申請書のZIPがつかれない。	階層が浅い場所（デスクトップが望ましい）において様式ツールの『提出書類作成』ボタンを押下しZIP化を行うこと。
②	支援ツールを使用した際にエラーが生じる。	上記①と同様、階層が浅い場所（デスクトップが望ましい）において支援ツールを使用すること。

異常事象発生事例の概要

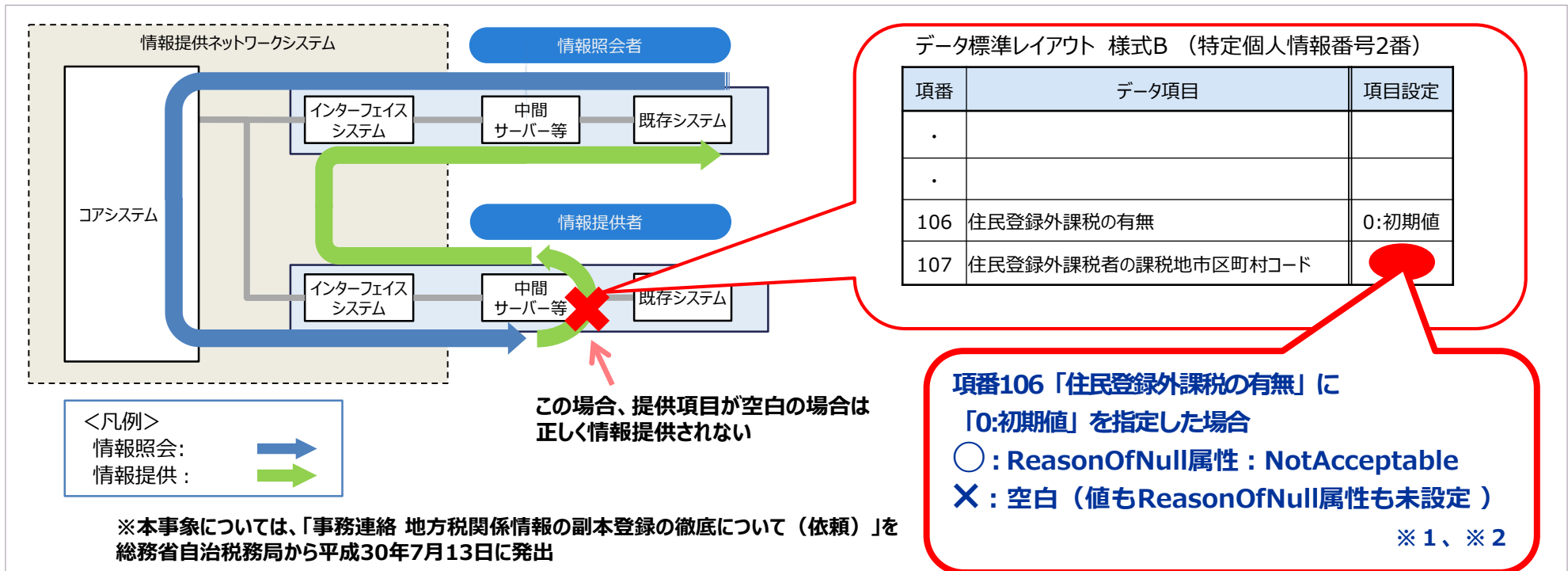
○ これまでに報告されたインシデントを参考に想定される発生原因・影響を以下に記載する。

インシデント	発生原因	影響
1 副本登録誤り（漏れを含む）	1. システム構築や改修時 ・職員起因による、要求仕様書に係る記述不足、記述不明確、説明不足。 ・事業者起因による、当該仕様書やデータ標準レイアウトの確認不足、設計や設定誤り。 ・職員起因による、システム受入時の確認不足、確認未実施。 2. 副本登録（更新）作業時 ・作業者起因による、登録作業前の作業手順書の確認不足、手順書未整備。 ・作業者起因による、登録作業後の登録件数やサンプリングの確認不足、漏れ。	副本の登録誤りや更新不可等となり、誤った情報提供が行われるおそれがある。 事例(1)
2 住基事務処理誤り	・職員起因による、転入時の住民票コードの確認不足。（他人の住民票コードの取り違い） ・職員起因による、転入時の住民基本台帳や本人確認情報の確認不足。（国外からの転入者に対する他人の住民票コードの誤付番）	誤った住民票コードによる機関別符号取得となり、誤った情報提供が行われるおそれがある。 事例(2)
3 個人番号と内部番号のひも付け誤り	・職員起因による、自庁内での個人番号登録結果の確認不足。（夫婦間の個人番号と内部番号（団体内統合宛名番号等）に係るひも付けの取り違い）	副本の登録誤りとなり、誤った情報提供が行われるおそれがある。 事例(3)
4 VPN装置等の故障による不開示設定等の実施不可（※1）	・事業者起因による、改修作業完了時の、サーバーやネットワーク機器等の疎通確認結果の確認不足、確認漏れ。（計画停止後の翌開庁日のシステム障害等）	自治体中間サーバーとの通信不可となり、不開示設定、自動応答不可設定、記録の追記等が行えないおそれがある。 事例(4)

<※ 1> VPN装置自体の故障に関する問合せは、自治体中間サーバー・ヘルプデスクで受付。

事例（1）（副本登録誤り）

事象	・地方税関係情報（特定個人情報番号2番）において、住民登録外課税の有無に「0:初期値」を指定した場合、住民登録外課税者の課税地市区町村コードは、「ReasonOfNull属性：NotAcceptable」を設定すべきところ、データ標準レイアウトの改版に係る事務連絡の確認が不足し、空白としたため、正しい情報提供ができなかった。
防止策(例)	1. 職員は、「特定個人情報データの取扱いに係る共通指針」や所管府省から発出されるデータ標準レイアウトに関連する事務連絡等を漏れなく確認し、事業者等へ共有する。 2. 職員は、事業者等へ共有した後、副本登録仕様に係る変更の有無や内容を確認し、事業者等の対応や認識に齟齬がないことを確認する。 3. 職員は、事業者等が事務連絡等に不明点がある場合、各文書の発出元へ確認する。



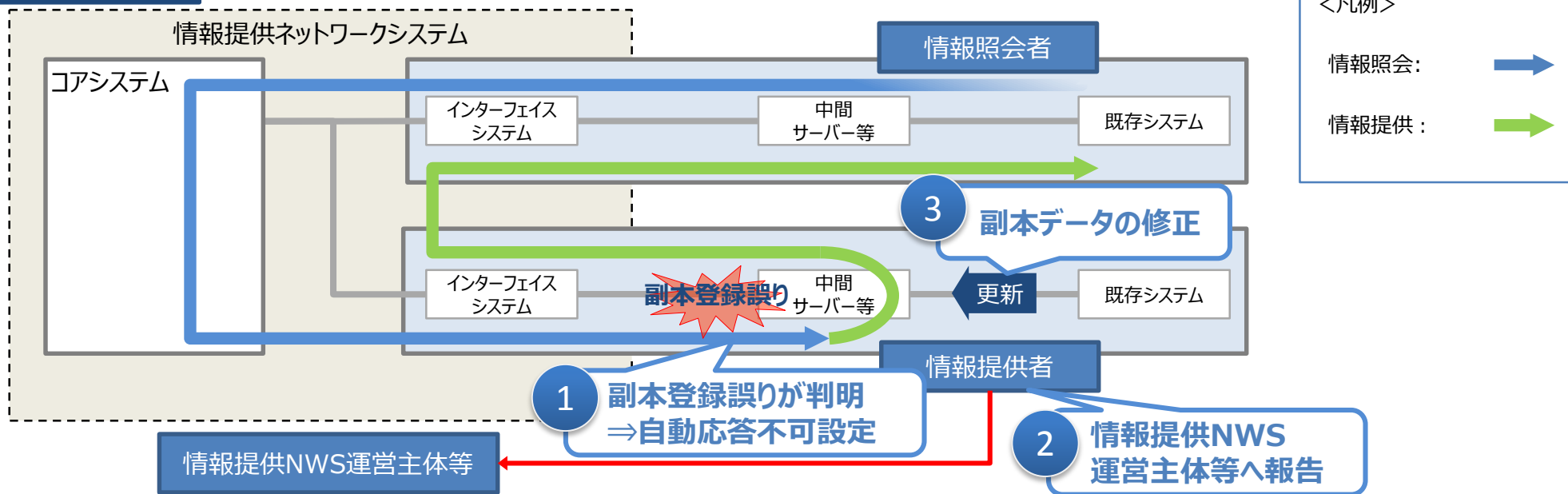
＜※1＞平成30年2月26日事務連絡 地方税関係情報における平成30年7月のデータ標準レイアウトの改版に伴う対応について（依頼）
 ＜※2＞平成30年3月1日デジタルPMO掲載【総務省からのお知らせ】地方税関係情報のデータ標準レイアウトのデータ項目説明追記表（第4.0版）

副本登録誤りの対応に係る留意事項

○ これまで発生している異常事象の多くを「副本登録誤り」が占めているため、副本登録誤り発生時の留意事項を記載する。

- ✓ 事象 : 情報照会者は提供された情報（副本）に疑義があることを検知し、情報提供者に問合せたところ、副本データの登録に誤りがあり、誤登録者数が1万人を超えることが判明した。（インシデントレベル4）
- ✓ 影響 : 他の情報照会者にも誤った副本データを提供する可能性がある。
- ✓ 留意事項 : ①情報提供者は、速やかに自主規制（自動応答不可設定等）を行う。
②情報提供NWS運営主体へ電話で一報の上、「様式：03-13」の報告書（※1）を用いて報告（※2）する。
③誤った副本データを修正する。

具体例

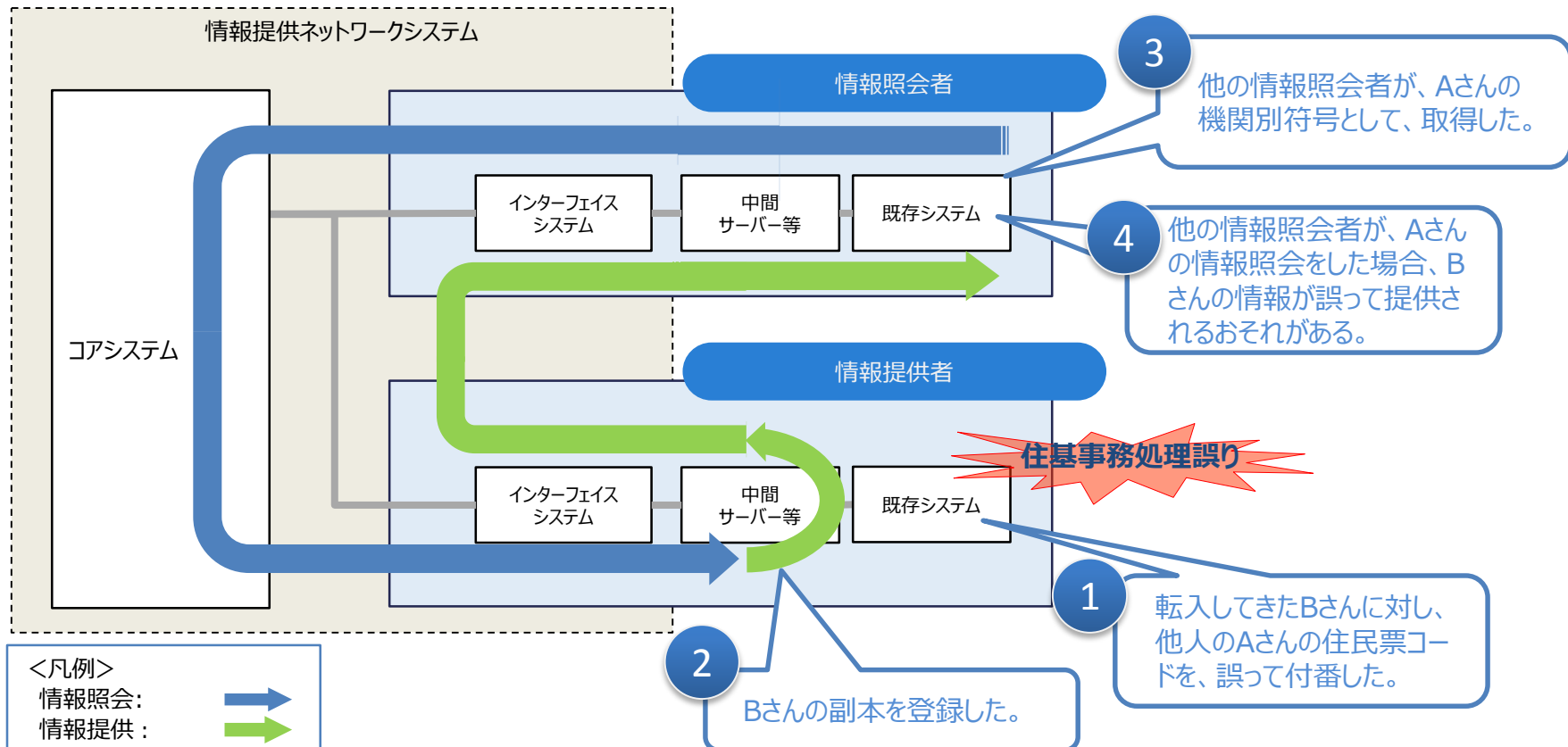


<※1> 情報提供ネットワークシステム 接続運用規程 第4.5版 別紙1様式「様03-13 事象発生報告書兼完了報告書」

<※2> 情報提供ネットワークシステム 接続運用実施要領（情報照会者等向け） 第3.5版 別紙1様式記載要領「様03-13 事象発生報告書兼完了報告書」

事例（2）（住基事務処理誤り）

事象	・国外から転入し、初めて日本に住所地をもったBさんについて、転入した自治体の職員がBさんの日本の居住歴を確認しないまま住民基本台帳ネットワークで照会を行い、同姓同名、同一生年月日で他の自治体に住所地を持つ他人（Aさん）と同一人物であると誤認して、Bさんの住民基本台帳にAさんの住民票コード及び個人番号を記載してしまった（結果として、誤って異なる個人に同一の住民票コードが付番されることとなった。）。 ・このことにより、誤った個人番号であることを知らない他の情報照会者等が、Aさんの情報を照会することを意図して情報照会を行ったにも関わらず、Bさんの情報の提供を受けるおそれがあった。
防止策（例）	職員は、国外からの転入者に係る転入手続きを行う場合、日本における居住歴を転入者本人に確認した上で、必要に応じ、本籍地市町村に現住所地情報・履歴情報を照会する、住民基本台帳ネットワークシステムにおいて当該転入者の氏名及び生年月日を照会し、該当があった場合には、現住所地情報・履歴情報を確認する等の方法により、同姓同名、同一生年月日の他人ではないことを十分に確認する。



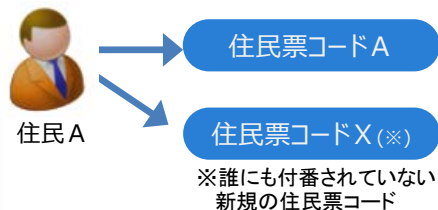
住基事務処理誤りの修正対応に係る留意事項

- 転入時の手続き等において、誤って別人の住民票コードを付番した機関（起因機関）は、住基全国センター等に対して、必要な修正依頼を行っているところ、一部の団体において、対処の方法が「情報提供ネットワークシステム接続運用規程（以下、「接続運用規程」という。）」において想定している対処と異なることで、正しい情報連携の実施に支障が生じている。
- 下図④のケースにおいて、住基全国センターの全国サーバー上にある住民票コードAの物理削除を依頼し削除が実行された場合、それと連動して情報提供NWSで保持する機関別符号を生成するための情報（連携用符号）も削除される。それにより、
 - ✓ 住民票コードAに基づき機関別符号を取得した機関の速やかな把握が困難となり、住基事務処理誤りに係る対応が遅れる
 - ✓ 住民票コードAで取得していた機関別符号が、全て利用不可となってしまうため、既に正しい住民Aと住民票コードAの関係で機関別符号を取得していた機関についても、機関別符号の再取得が必要となる。
- よって、下図③～⑤の住基事務処理誤りに係る修正対応に当たっては、住基全国センターに対する住民票コードの物理削除（※）によらず、住基全国センターに対する本人確認情報の履歴の削除等により対応すること。詳細については、J-LISの「住基ネット システム構築手引書 操作手引書（業務処理手順編）【付録2】本人確認情報削除等依頼手順」を参照すること。また、不明点があれば、住基ネット・マイナンバーカードヘルプデスクに連絡し指示を仰ぐこと。

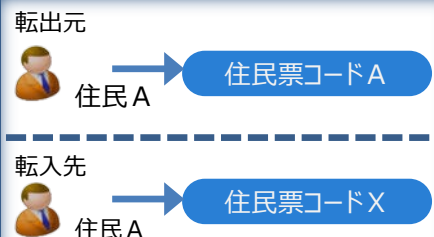
※ 上述の「住民票コードの物理削除」とは、「住基全国センターの全国サーバー上における住民票コードの物理削除」のことであり、市町村CS又は都道府県サーバー上の住民票コードの物理削除ではない旨留意すること。

住民票コードの物理削除が可能
(図中「住民票コードX」が対象)

①出生時の二重付番

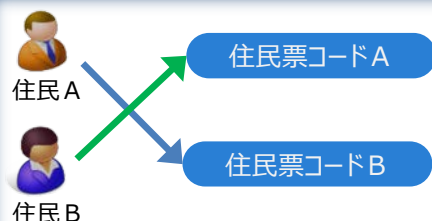


②転入時の新規住民票コード誤付番



住民票コードの物理削除が不可
(上記以外)

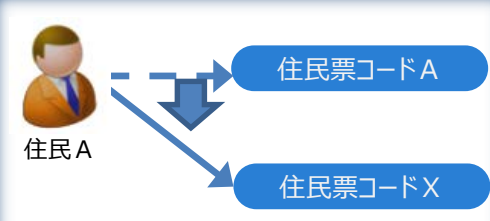
③転入時の別人の住民票コードでの誤更新
(夫婦の取り違い等)



④誤って異なる個人に同一の住民票コードが付番される場合

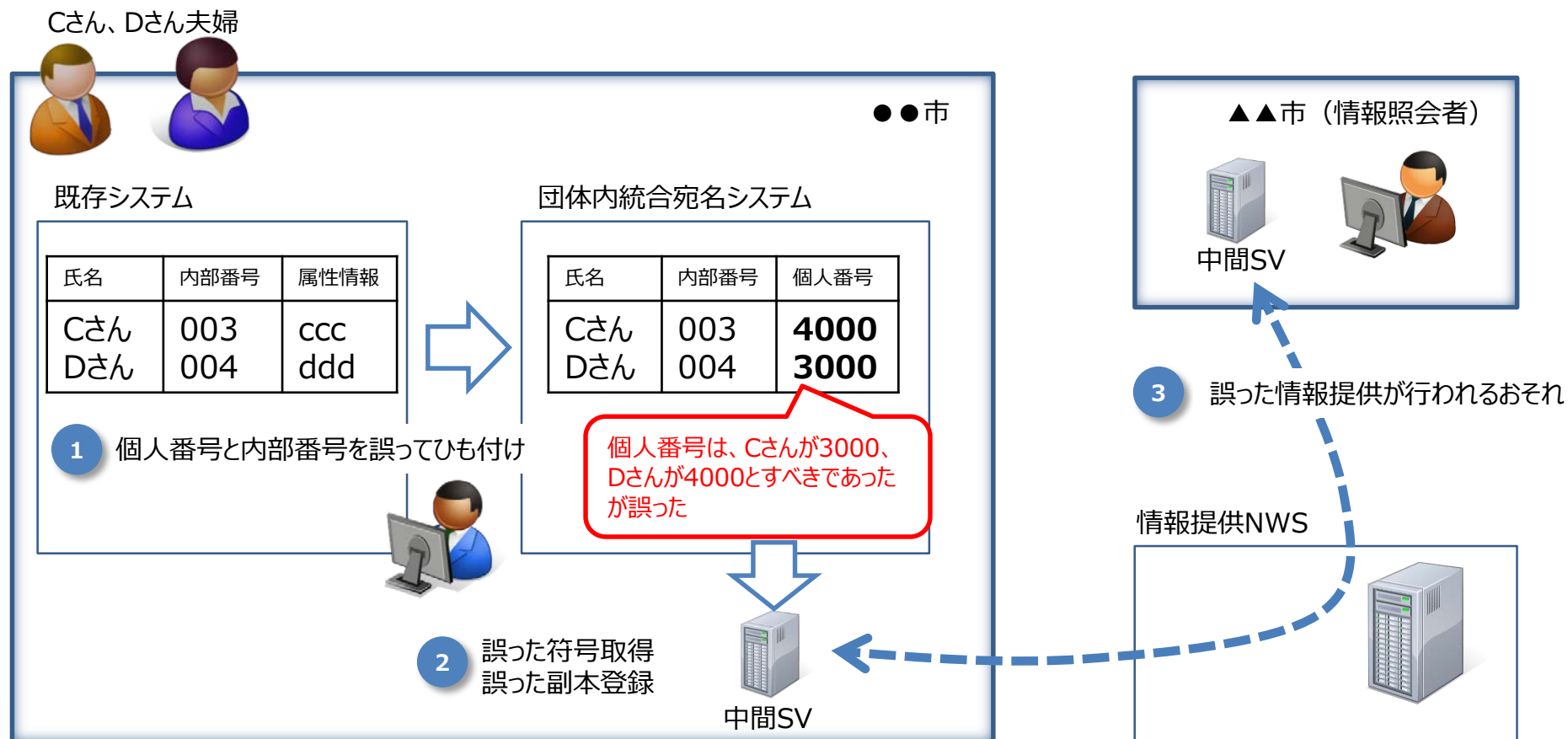


⑤誤って住民票コードを変更
(住民票コードの変更取り消しにより対応)



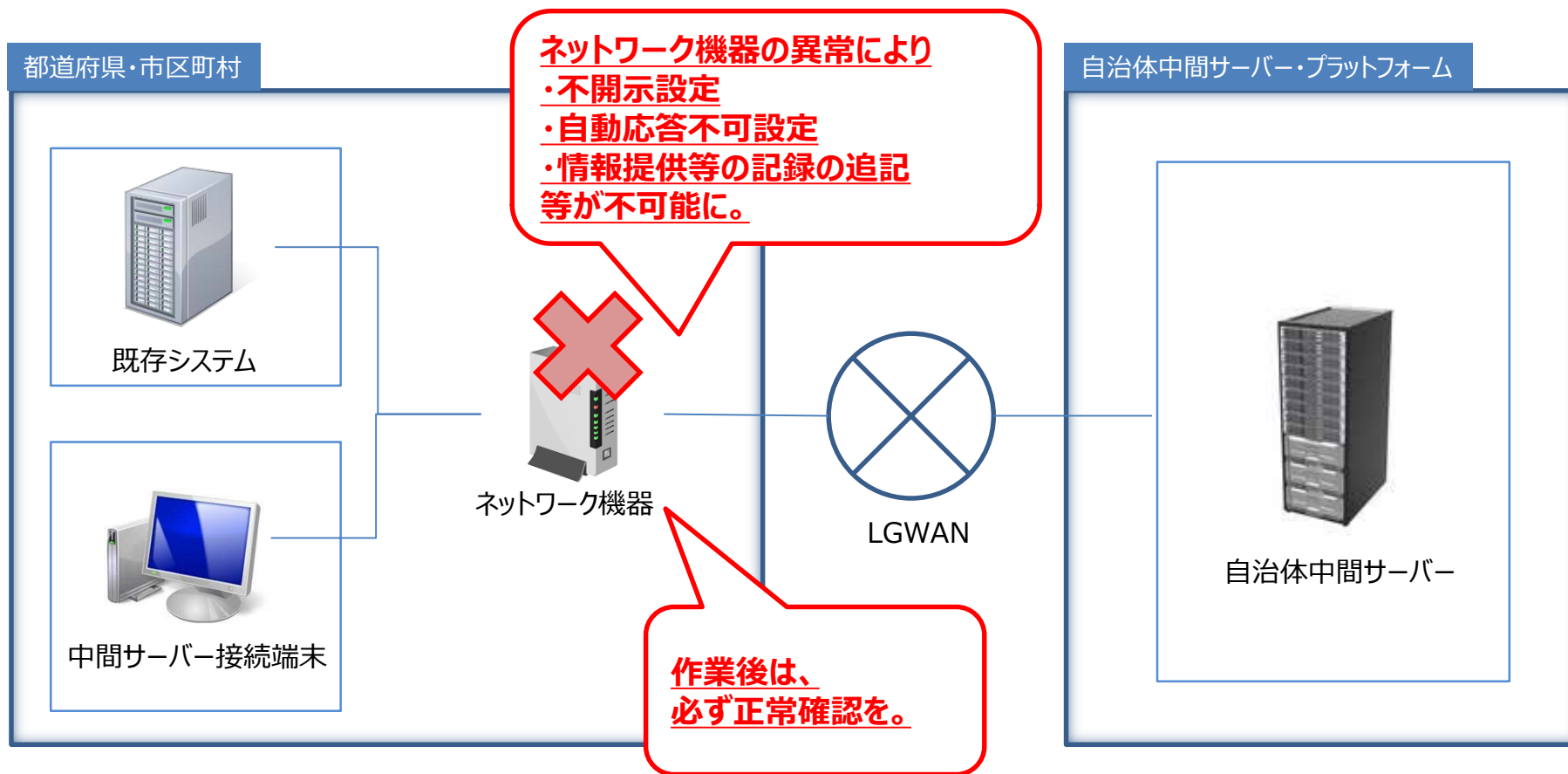
事例（３）（個人番号と内部番号のひも付け誤り）

事象	・自庁内での個人番号登録結果の確認不足のため、夫婦間で個人番号と内部番号のひも付けを誤った状態で機関別符号を取得した。 ・その状態で他機関から情報照会があった場合、誤った副本を提供するおそれがあった。
防止策(例)	1. 個人番号等のシステム登録時には、二者以上で入力チェックを行う。 2. チェックツール等を用いて、誤りを検知できる仕組みを準備する。



事例（４）（VPN装置等の故障による不開示設定等の実施不可）

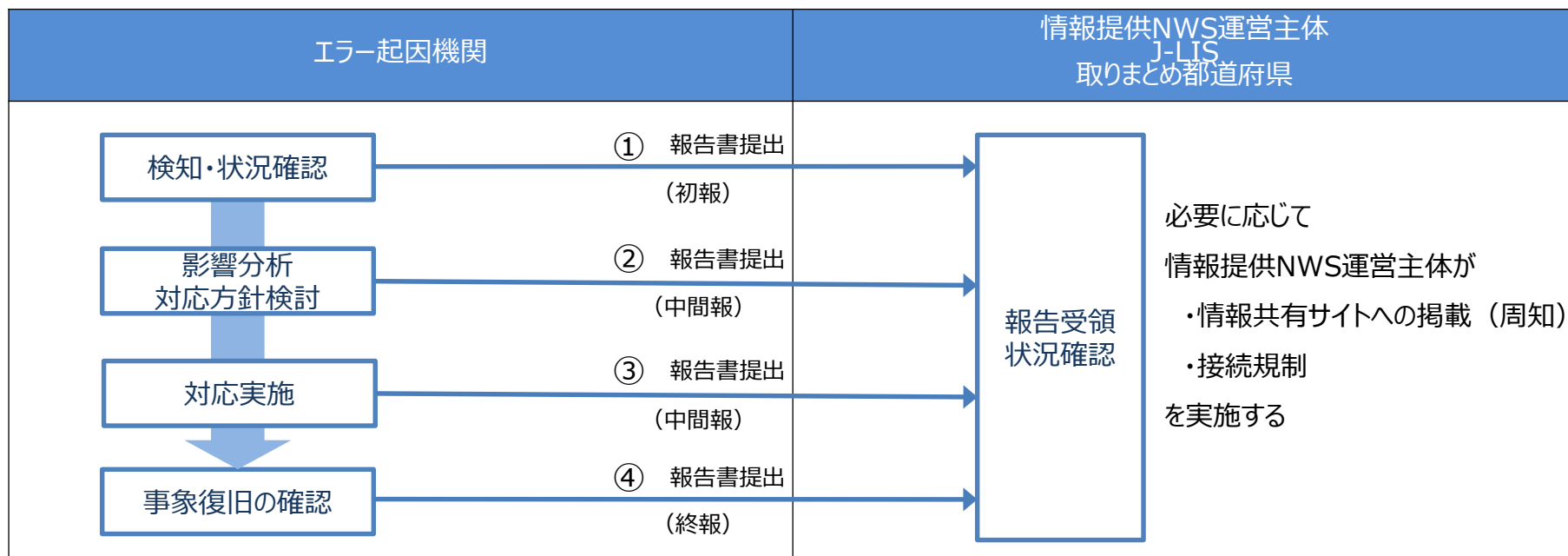
事象	・庁内の計画停電作業後、ネットワーク機器が正常に稼働しておらず、自治体中間サーバーへアクセスできなかった。 ・その結果、不開示設定、自動応答不可設定、情報提供等の記録の追記等ができなかった。
防止策(例)	1. 計画停電作業等において、サーバーやネットワーク機器を停止させた場合、作業終了後に正常稼働していることを確認する。 2. 計画停電作業等の情報は庁内の関係部局へ漏れなく情報共有する。



異常事象発生時の留意事項

- 情報照会者等における異常事象が発生した場合の対応は接続運用規程（※1）に定めている。
- 異常事象が発生した場合は、接続運用規程「別紙4：インシデントレベル判定表」により判定すること。
- インシデントレベル4以上と判定した場合、以下に留意し対応すること。
 - ✓ 可及的速やかに情報提供NWS運営主体へ電話連絡すること（下図：①）
 - ✓ 事象発生報告書兼完了報告書にて、対応状況を適宜報告すること（下図：①、②、③、④）
 - ✓ 他機関へ影響がある異常事象の場合は、情報共有サイトへ掲載するため、事象発生報告書兼完了報告書提出後、掲載完了まで、連絡・対応が可能な体制を維持すること（下図：①、②、③、④）

異常事象発生時の主な流れ



事象発生報告書兼完了報告書について

- 本様式はインシデントレベル 4 以上の異常事象が発生した場合の報告に使用する。
- 様式は最新版の様式を使用すること。
- 初報に必要な項目は以下のとおり。

様式：03-13 事象発生報告書兼完了報告書（※ 1）の構成

1. 事象発生報告（初期報告）

2. 対応状況報告（暫定対応を含む）

3. 影響分析・原因分析報告

4. 対応結果報告（再発防止策を含む）

5. 復旧状況確認報告

6. 情報共有サイトへの掲載文

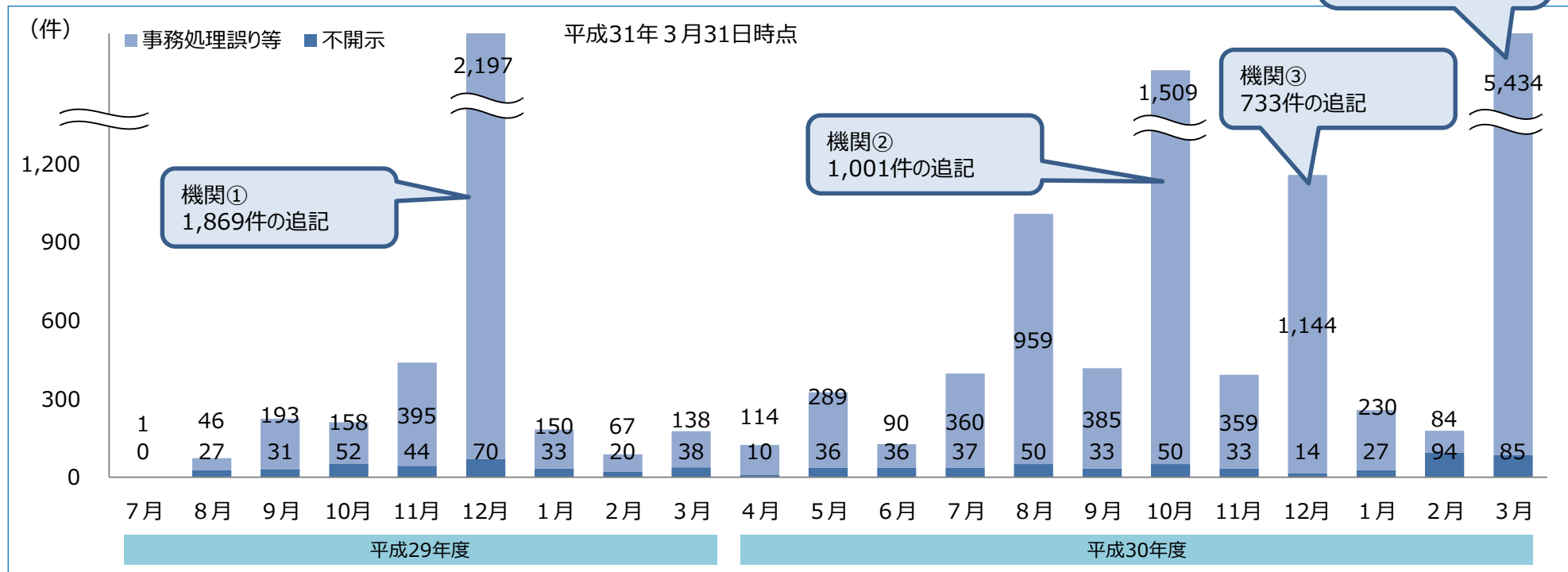
初報時には
1, 2, 6を記入し
情報共有サイトを通じ
速やかに報告

※その他の項目は、進捗状況に応じて記入し報告する。

情報提供等の記録の追記について

- 情報照会を行った対象の個人又は事務に誤りがあった場合等、情報提供の求めの取りやめの成否に関わらず情報提供等の記録の追記に係る対応が必要（※1）である。
- その際、記録の追記を依頼した情報照会者等は、三者間で追記が完了した場合、速やかに情報提供NWS運営主体へ報告することとしているが、長期間未報告の事例がいくつか見られるため、改めて徹底願いたい。
- また、各団体におかれては、情報照会に当たり、情報照会の対象を誤ることの無いよう注意願いたい。

情報提供等の記録の追記依頼の推移



情報連携試験について（1）

- 平成31年3月18日から情報連携試験の運用を開始している。
- 情報共有サイトにて公開している情報連携試験実施要領（※1）に記載の概要及び主な制約事項を示す。

情報連携試験の概要

項目	説明
1 試験の目的	職員の業務習熟や既存システムの更改等に伴う関係システムを含めた最終的な機能確認を目的とする。
2 試験の実施環境等	本番環境にて試験用個人番号を用いて実施する。
3 試験の位置付け	試験の実施は任意であり、試験実施主体となる機関が主導して各機関と調整を行う。 やむを得ず相対機関が見つからない場合は、情報提供NWS内に用意する業務疎通確認ツールを相対先として情報照会の試験を行うことが可能。
4 試験の準備	情報提供NWS運営主体への事前申請は不要とする。

主な制約事項

- 通常の本番運用時間に準ずること。
- 性能の確認を行う試験は実施不可である。
- 本番環境の情報連携を開始している事務のみ実施可能である。

情報連携試験について（2）

- 情報連携試験と機関間試験の主な差異を以下に示す。

実施目的における差異

情報連携試験

- 情報連携を行う職員の業務習熟
- 既存システムの更改等における最終的な確認

機関間試験

- データ標準レイアウト改版に伴う既存システム改修に係る機能確認
- データ標準レイアウト改版に伴う運用確認
- 既存システムの更改等に係る機能・運用確認

機関間試験とは

接続検証環境にて、情報照会・提供が正しく行えること（主に情報照会者として情報照会で取得した特定個人情報が入り込めること）を確認すること

実施環境・手続における差異

情報連携試験

- 本番環境での試験実施
- 本番環境に適用されているマスターを利用する
- 試験環境を利用できる機関数の上限はない
- 情報提供NWS運営主体への利用申請・完了報告は不要
- 各機関の意思により主体的かつ任意に実施

機関間試験

- 接続検証環境での試験実施
- 接続検証環境に適用されているマスターを利用する
- 接続検証環境を利用できる機関数の上限がある
- 情報提供NWS運営主体への利用申請・完了報告が必要
- 新規接続時の実施は必須

接続運用に係る定期的な対応

- 情報連携開始（平成29年7月18日）以降、接続運用規程に定められた接続運用を行っている。
- 定期的な対応について、以下に説明する。

対応事項		説明
1	連絡窓口及び責任体制の登録情報の更新	人事異動等により連絡窓口等の変更が発生した場合には、情報提供NWS運営主体に対して、申請を行う。（※1）
2	変更申請	法令等の改正（データ標準レイアウト改版）、機関の統廃合等が発生した場合は、情報提供NWS運営主体に対して、必要な申請等を行う。（※2）
3	安全管理措置の自己点検	安全管理措置の一覧に基づき、自己点検を実施し、情報提供NWS運営主体に報告する。（※3） 点検頻度：年に1回（本年度は7月に情報提供NWS運営主体から作業依頼予定） 点検方法：接続運用規程 別紙2:安全管理措置一覧及び自己点検表を用いて実施
4	教育・研修	毎年度、教育・研修の実施計画を策定し、計画的に行う。実施に当たっては、情報提供NWS運営主体が提供する教育・研修を活用することも併せて検討する。（※4）（詳細後述）
5	訓練	異常事象の発生時に速やかに関係機関間で連携し、対応が実施できる状況にあることを確認するため、定期的に訓練を実施する。（※5）（詳細後述）

※一部事務組合等の新規接続機関についても、上記1～5に示す対応事項と同様の対応が必要なことに留意する。

- | | | | |
|------|----------------|--------------|--------------------|
| ＜※1＞ | 情報提供ネットワークシステム | 接続運用規程 第4.5版 | 2.2.2 連絡窓口の登録（変更） |
| ＜※2＞ | 情報提供ネットワークシステム | 接続運用規程 第4.5版 | 3.6 随時運用 |
| ＜※3＞ | 情報提供ネットワークシステム | 接続運用規程 第4.5版 | 2.7 安全管理措置 |
| ＜※4＞ | 情報提供ネットワークシステム | 接続運用規程 第4.5版 | 2.8.1 各機関における教育・研修 |
| ＜※5＞ | 情報提供ネットワークシステム | 接続運用規程 第4.5版 | 2.8.4 訓練 |

教育研修実施計画の策定等について

接続運用規程に基づく教育・研修の概要

- 接続運用規程（※1）において、情報提供NWS運営主体は、各行政機関等における教育・研修を支援するため、eラーニング、集合研修、その他の方法により研修を提供するとともに、翌年度に実施する教育・研修に係る実施計画を毎年度策定し、各機関に周知することとしている。
- 上記を踏まえ、「平成31年度教育研修実施計画の策定について（平成31年3月26日総官参第13号）」を発出しているところ。
- 接続運用規程において、各機関は、毎年度、教育・研修の実施計画を策定し、担当職員等に対して計画的に教育・研修を行うこととしているところであり、実施計画の策定や計画的な研修等をお願いしたい。

平成31年度教育研修実施計画の概要

① eラーニング研修

- ✓ 主に情報連携に係る事務（社会保障分野・税分野等）を担当する職員を対象に、受講者10万人規模を予定（インターネット環境で配信）
- ✓ 7コースを提供予定（各コースの受講時間は1～2時間程度）
 - ① マイナンバー制度入門編 ② 接続運用規程理解編 ③ 情報連携・業務フロー編
 - ④ 自治体中間サーバー接続端末操作マニュアル編 ⑤ 異常発生時対応編
 - ⑥ セキュリティ対策事務担当職員編 ⑦ セキュリティ対策システム担当職員編
- ✓ 詳細や受講申込の募集等については、平成31年4月に実施要領を送付したところであるが、受講申込については平成31年4月11日から受付を開始し、受講については4月26日から開始

② 集合研修等

- ✓ 令和元年5月下旬～7月上旬まで全国47都道府県において、全国説明会を実施
- ✓ その後必要に応じて、集合研修又は全国説明会の実施を検討

③ その他

- ✓ 令和元年8月、市町村アカデミーにおいて情報連携の講義を予定
 - ※ 詳細は市町村アカデミーのHP参照

訓練実施について

- 接続運用規程（※1）において、訓練の計画を周知し、定期的に訓練を実施することとしている。
- 上記を踏まえ、「2019年度情報提供ネットワークシステム訓練計画」を情報共有サイトに掲載している。
- 各機関においては、毎年度、訓練計画を確認した上で訓練に参加することとしている。
- 本年度は、5月14日（火）に実施した。

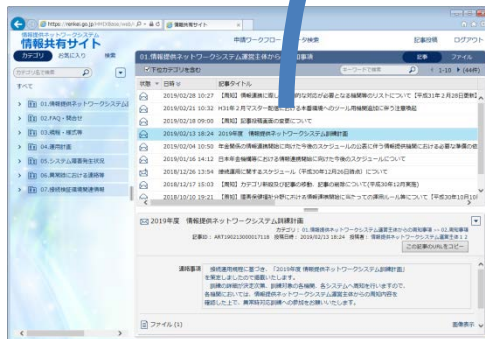
「01.> 02.周知事項」カテゴリに掲載

2019年度 情報提供ネットワークシステム訓練計画				
項目	実施時期	実施内容	実施場所	備考
1 訓練計画（全機関）	2019年5月14日（火）	訓練計画の周知と、訓練計画の作成・修正・更新の作業を行う。	各機関	
2 訓練計画（各機関）	2019年5月14日（火）	訓練計画の作成・修正・更新の作業を行う。	各機関	
3 訓練計画（各機関）	2019年5月14日（火）	訓練計画の作成・修正・更新の作業を行う。	各機関	

訓練内容

情報提供ネットワークシステム運営主体にて異常事象が発生したことを想定。
各機関は、情報共有サイトからの異常事象発生メールを受信後、速やかに情報共有サイトにアクセスし、当該異常事象の発生状況の閲覧を行う。

情報共有サイト



メールが来たら



情報共有サイトにアクセス



職員

情報共有サイトに関する周知事項（1）

- 情報提供NWSとの接続運用に当たり、各接続機関は計画停止の情報等、多数の情報を共有する必要があることから、「情報共有サイト」を用いて機関同士の円滑な情報共有を行うこととしている。
- 掲載コンテンツは随時更新しているため、最新版を確認すること。

情報提供ネットワークシステム
情報共有サイト

カテゴリ お気に入り 検索

カテゴリ名で検索

すべて

01.情報提供ネットワークシステム運営主体からの周知事項

01.重要周知事項

02.周知事項

02.FAQ・問合せ

03.規程・様式等

04.運用計画

05.システム障害発生状況

06.異常時における連絡等

07.接続検証環境関連情報

申請ワークフロー データ検索 (前回ログイン:) 記事投稿 ログアウト

カテゴリ名	説明
01 情報提供ネットワークシステム運営主体からの周知事項	- 情報提供NWS運営主体からの周知事項を掲載するカテゴリ - サブカテゴリ「01.>01.重要周知事項」は、記事が掲載されると全利用者に対してメールで通知
02 FAQ・問合せ	- 問合せを実施するカテゴリ - 問合せを実施する前に、FAQ等を要確認
03 規程・様式等	接続運用規程、各種様式や情報共有サイトマニュアル等を掲載するカテゴリ
04 運用計画	各システムの計画停止情報等を掲載するカテゴリ
05 システム障害発生状況	異常事象が発生している機関の情報等を掲載するカテゴリ
06 異常時における連絡等	異常事象発生時の報告、記録の追記連絡等を行うカテゴリ
07 接続検証環境関連情報	接続検証環境に関する情報を掲載するカテゴリ

詳細はマニュアル（※1）参照

情報共有サイトに関する周知事項（２）

○ よくある問合せに関連した周知事項について、以下に記載する。

✓ 他機関の投稿通知メールの受信について（記事のアクセス権設定）

「06.異常時における連絡等」カテゴリは、利用者自身がアクセス権を設定する必要があり、原則、送付先機関ごとに設定する。

情報提供等の記録の追記依頼など複数の情報提供者に依頼する場合は、情報提供者ごとに記事を分けて掲載すること。（※１）

情報提供者ごとに記事を分けず、相手先に複数機関を一括で指定したことで追記の依頼等が相手先以外の機関に送信されてしまうケースが散見されたため、記事投稿画面の確認事項の文言を変更している。

✓ 情報共有サイトのアカウントの不足時について

業務上にて情報共有サイトのアカウント数が不足している場合、アカウント追加に関する個別調整を行う。

追加するアカウントの内訳（課名）と利用目的等を情報共有サイトの問合せ機能にてサービスデスクまで連絡すること。その際、追加理由や自治体規模を考慮して決定するため、調整の結果として追加発行が行えない場合がある。

なお、アカウントを付与されている連絡窓口は、情報照会者等からの連絡があった場合、必要に応じて担当となる所管部署に取り次ぐこととしている。必ずしも連絡窓口担当者が情報照会者等からの問合せ内容についても検討し、回答しなければならないものではないことに留意すること。（※２）

記事投稿

① 投稿する記事の内容を入力してください。

投稿先カテゴリ 06.異常時における連絡等 変更

タイトル

作業対応状況

初回掲載機関名

事象発生日 (YYYY-MM-DD)

備考

確認事項 1 (必須) ☐ この記事を決められた目的（異常事象発生時の連絡など）以外に使用しません。

確認事項 2 (必須) ☐ この記事を利用して、基本 4 情報や補正情報等の個人情報の受け渡しを行いません。

確認事項 3 (必須) ☐ 本画面の「セキュリティ設定」項目の「アクセス権」には自機関と送付先の機関のみを設定します。

確認事項 4 (必須) ☐ 送付先の機関は 1 機関のみです。（例外）異常事象発生報告は所定の報告先機関の全てです。

ファイル

セキュリティ設定 ☐ 投稿先カテゴリのセキュリティ設定に従う ☒ この記事に独自のセキュリティを設定する

アクセス権:

記事管理設定 ☒ 記事へのコメントの投稿を許可

記事有効期限:

確認 一時保存 キャンセル

<※ 1> 情報共有サイト利用マニュアル（利用者向け）第3.6版 6.6. 異常時における連絡等カテゴリの使用方法

<※ 2> 情報提供ネットワークシステム 接続運用規程 第4.5版 2.3.2 情報照会者等間の連絡

情報共有サイト・各種申請等手続の見直しについて

- 接続運用規程に基づく情報共有サイトを含めた各種連絡・申請手続等の改善に向けた検討のため、平成30年8月～9月にかけてアンケート調査を実施。（1,047機関より回答を受領、市区町村で全体のおよそ9割を占めた）
- これまでに、いただいた回答を詳細に整理・分類し、特に御意見・御要望が多かったものを中心に、優先度や費用対効果を踏まえ有効と考えられる対応策を検討したところ。
- 現在、可能なものから順次改善活動を実施しているとともに、中長期的な改善プランも検討しているところ。

アンケート調査における主な意見等

1. 情報共有サイトに関して

- ✓ LGWAN経由で利用できるようにしてほしい
- ✓ 探したいドキュメントが簡単に探せない
- ✓ 操作方法が煩雑なので簡素化してほしい
- ✓ アカウントを増やしてほしい

2. 各種申請等手続について

- ✓ 各種様式をWebフォーム化してほしい
- ✓ 申請手順が複雑かつ手間がかかるので簡素化してほしい
- ✓ 更新の際には現在の登録情報をあらかじめ表示してほしい



改善に向けた今後の取組

○速やかな改善を図ることとしたもの

- ✓ 各種様式における入力方法の簡素化（処理通番・機関コードの1セル入力化、依頼定型文の自動表示等）
- ✓ 安全管理措置の自己点検における一次審査者の負荷軽減（取りまとめ都道府県が配下の市区町村分の点検結果をまとめて報告可能とする申請フォームの構築）等

○中長期の視点で改善に向けた検討を行っていくもの

- ✓ LGWAN環境での情報共有サイト利用
- ✓ 情報共有サイトのリニューアルによる、各種様式のWebフォーム化、アカウント発行可能件数の大幅増加、視認性の高い画面レイアウトへの変更 等